

基本施策

個別施策

E 1	地域の連携・協力を促進し、防災体制の充実を図ります
-----	---------------------------

E 1-1	都市の防災機能向上を図ります
E 1-2	消防力を充実します
E 1-3	市民の防火・防災力向上を図ります

E 2	犯罪、交通事故のない地域づくりを進めます
-----	----------------------

E 2-1	地域の防犯、交通安全活動を推進します
E 2-2	犯罪被害、交通事故の相談・支援体制の充実を図ります

E 3	安心できる消費生活環境をつくりま す
-----	-----------------------

E 3-1	消費者トラブルから市民を救済します
E 3-2	消費者被害を防止します

E 4	暮らしやすいコンパクトな市街地を 形成します
-----	---------------------------

E 4-1	安全で暮らしやすい場所に、居住及び都市機能を誘 導・維持します
E 4-2	住環境を改善し生活利便性の向上を図ります

E 5	安全・安心で快適な住環境をつくり ます
-----	------------------------

E 5-1	多様な住まいの選択肢を提供します
E 5-2	安全で安心な民間住宅・建築物の普及を促進します

E 6	車や公共交通による移動の円滑化を 図ります
-----	--------------------------

E 6-1	良好な道路ネットワークを形成します
E 6-2	公共交通を維持します

E 7	安全・安心で快適な道路・公園をつ くります
-----	--------------------------

E 7-1	だれもが安全・安心で快適に利用できる道路をつくり ます
E 7-2	だれもが安全・安心で快適に利用できる公園をつくり ます

E 8	水道水を安定して供給し、下水を適 正に処理します
-----	-----------------------------

E 8-1	いつでも安心な水を市民に届けます
E 8-2	汚水と雨水を適正に処理し、健全な水環境を守ります

基本施策	E 1	地域の連携・協力を促進し、防災体制の充実を図ります
------	-----	---------------------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	だれもが	災害の被害を受けることなく、安全・安心に暮らしている。

個別施策	E 1 - 1	都市の防災機能向上を図ります
------	---------	----------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	都市の防災機能が	整備され有効に機能している。

取組方針 1	宅地のがけ災害対策
--------	-----------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
宅地のがけ災害対策費補助金 【建築指導課】	○個人が所有する宅地等のがけ面において、崩壊したがけの早期復旧又は崩壊を未然に防ぐ工事を促し、安全で快適な住まいとまちをつくるため、その対策工事に要する費用の一部を助成する。			
盛土等災害防止調査事業 【建築指導課】	○盛土等による災害から市民の生命・身体を守るため、危険な盛土等を包括的に規制するとともに、既存盛土等の安全対策のための調査を行う。			

取組方針 2	河川整備
--------	------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
河川等整備事業（江川川） 【土木防災課】	○防災性の向上と自然環境に調和した潤いのある河川環境を形成するため、河川の改修を行う。 ・事業期間：昭和56～令和7年度		→	
河川等整備事業（大井手川） 【土木防災課】	○防災性の向上と自然環境に調和した潤いのある河川環境を形成するため、河川の改修を行う。 ・事業期間：平成13～令和12年度			
海岸保全事業（東望地区） 【土木防災課】	○国庫補助である社会資本整備総合交付金を活用して、東望海岸の越波対策を行う。 ・事業期間：平成13～令和25年度			
河川等整備事業（河川） 【地域整備1・2課、各総合事務所地域整備課】	○防災性向上のための河川改修を行う。			
自然災害防止事業（河川） 【地域整備1・2課、各総合事務所地域整備課】	○長崎市地域防災計画に掲げられている水害危険予想区域に指定される河川について、氾濫等の災害発生の予防及び災害拡大の防止を目的に、河川の改良工事を実施する。			
都市下水路整備事業 【地域整備1・2課】	○都市の雨水排水機能を向上させて災害を未然に防止するとともに、水質の保全を図り水路周辺の住環境を改善させるため、都市下水路を整備する。			

取組方針 3	急傾斜地崩壊対策
--------	----------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
自然災害防止事業（急傾斜地崩壊対策） 【土木防災課】	○長崎市地域防災計画に掲げられている急傾斜地崩壊危険区域について、土砂災害の発生を予防し、災害の拡大を防止するため、対策工事を実施する。			

個別施策 E1-2	消防力を充実します。
-----------	------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	消防と地域が	ともに災害に強い体制を整えている。

取組方針 1	火災予防対策の推進
--------	-----------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
火災予防対策事業 【予防課、各消防署】	○住宅火災及び火災による死者数を減少させるため、防火防災訓練及び多様な媒体を活用した防火広報を継続して実施し、防火意識の向上と住宅用火災警報器の普及を図る。 ○事業所の防火安全対策を充実させるため、消防訓練の状況をより多くの者が共有できるよう、撮影した映像を活用して訓練の推進を図る。			
市民防火組織等活動推進事業 <※再掲：E1-3> 【予防課】	○地域の防火防災意識を高めるため、婦人防火クラブ及び少年消防クラブが実施する各種活動を補助し、クラブの活性化と結成を促進する。 ○地域の防火防災の担い手を育成するため、少年消防クラブ員を対象に自分たちの住んでいる地域の消防や防災に関係する場所のまちあるきを消防団や婦人防火クラブと連携して実施する。			

取組方針 2	消防団員の確保
--------	---------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
団員確保対策事業 <※再掲：E1-3> 【予防課】	○地域における防火防災の中核となる消防団員を確保するため、広く市民に消防団活動への理解と協力を求めるSNSを含めた各種広報を実施し、市民への認知度の向上を図るとともに、消防団協力事業所の登録拡大や消防団の各種活動を支援し、消防団員が活動しやすい環境づくりに取り組む。			

取組方針 3	消防体制の充実
--------	---------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
職員研修事業 団員研修事業 【消防局総務課、予防課、警防課】	○各種災害に備えるため、消防職員及び消防団員として必要な知識・技術を修得するための各種研修を実施するとともに、業務上必要な資格取得を行う。 (消防職員)・消防学校、消防大学校入校 ・各種免許、資格取得(大型運転免許・ドローン操作員など) (消防団員)・消防学校入校・階級別等訓練研修 ○消防職員のスキル向上を図るため、海上保安部や県警または県内消防本部などの関係機関との合同訓練や企業の知識、技術を活用した官民連携による合同訓練を実施する。			
消防施設整備事業 【消防局総務課、警防課】	○各種災害に備えるため、消防施設の整備や長寿命化のための改修を実施する。 ・消防庁舎(消防局、消防署、出張所、派出所) ・消防団格納庫 ・消防水利(消火栓、防火水槽)			
消防車両等整備事業 【警防課】	○各種災害に備えるため、老朽化した消防車両や資機材等を計画的に代替更新する。			
通信指令事業 (救急安心センター事業 #7119) <※再掲：F9-1> 【指令課、警防課】	○高まる救急需要に適切に対応するため、救急医療相談と医療機関案内ができる救急安心センター事業#7119を県と連携し、民間コールセンターへ事業委託する。 ○救命率向上のための環境づくりを行うため、救急安心センター事業 #7119の普及啓発を図り、指令・救急体制の充実に取り組む。			

個別施策 E1-3	市民の防火・防災力向上を図ります
-----------	------------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	だれもが	自発的に災害に対応できるようになっている。

取組方針 1	自助・共助の意識の醸成
--------	-------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
避難行動要支援者支援事業 【高齢者すこやか支援課】	○避難行動要支援者が緊急時に迅速な対応ができることを目的に、避難行動要支援者の把握や名簿の更新を行うとともに、本人の同意をもとに避難支援等関係者として長崎市地域防災計画で位置付けている、消防、警察、自治会、民生委員・児童委員、地域包括支援センターに避難行動要支援者の情報を提供することで、地域の支援体制を構築する。 ○個別避難計画の作成支援業務及び避難支援等関係者へ提供する名簿への情報掲載に係る同意勧奨業務を長崎市介護支援専門員連絡協議会に委託する。			
自主防災組織活動事業 <※再掲：D1-1> 【防災危機管理室】	○自主防災組織の結成促進や活動の活性化を図るため、自治会単位に限らず、連合自治会や地域コミュニティ連絡協議会単位での結成や活動を働きかける。 ○地域防災活動の推進役を担う市民防災リーダーや防災活動の啓発を行うながさき防災サポーターを養成し、地域防災力の向上を図る。			
地域防災マップづくり事業 【防災危機管理室】	○地域住民の防災意識の向上を図るため、避難所や地域の危険な場所などを地図に書き込みながら、地域の災害特性や安全な避難経路を話し合う地域防災マップづくりを、単位自治会、連合自治会、地域コミュニティ連絡協議会などで実施する。 また、マップの作成から一定期間過ぎた地域には、新しい情報の追加や工夫などを提案し、見直しについて働きかけを行う。			
長崎県総合防災訓練実施事業 【防災危機管理室】	○各種災害の発生に備え、防災関係機関相互の緊密な連携を確保するとともに、有事即応の体制を確立するため、長崎県の訓練計画に基づく、総合的な訓練を長崎振興局管内の市町と合同により実施する。	←→		
防災啓発イベント「ながさき防災ひろば」実施事業 【防災危機管理室】	○平時からの相互の連携体制を確立するとともに、市民に対して、各機関の災害への取組みの周知及び防災意識の啓発を図るため、市と関係機関が連携して防災啓発イベントを実施する。			
個別避難計画の作成事業 <※再掲：F3-3> 【障害福祉課】	○災害時に配慮が必要な避難行動要支援者のうち、危険区域に居住する障害者やひとりで避難することが困難な障害者が、迅速かつ安全に避難することができるよう、それぞれの生活環境に応じた実効性のある個別の避難計画を作成する。			
団員確保対策事業 <※再掲：E1-2> 【予防課】	○地域における防火防災の中核となる消防団員を確保するため、広く市民に消防団活動への理解と協力を求めるSNSを含めた各種広報を実施し、市民への認知度の向上を図るとともに、消防団協力事業所の登録拡大や消防団の各種活動を支援し、消防団員が活動しやすい環境づくりに取り組む。			
市民防火組織等活動推進事業 <※再掲：E1-2> 【予防課】	○地域の防火防災意識を高めるため、婦人防火クラブ及び少年消防クラブが実施する各種活動を補助し、クラブの活性化と結成を促進する。 ○地域の防火防災の担い手を育成するため、少年消防クラブ員を対象に自分たちの住んでいる地域の消防や防災に関係する場所のまちあるきを消防団や婦人防火クラブと連携して実施する。			

取組方針 2		自助・共助・公助が一体となった避難所運営の推進			
主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト	
		6	7		
地域と連携した避難所運営事業 【防災危機管理室】	○迅速な避難所の開設や避難しやすい環境づくりによる自主避難の促進を図るため、市と連合自治会等が覚書を交わし避難所要員と地域住民が連携して避難所の開設や運営を行う。 また、避難所の運営を円滑に行うため、各地域において避難所運営訓練を実施する。				
指定避難所環境整備事業 【防災危機管理室】	○指定避難所における良好な滞在環境を確保するため、避難所備品等の充実を図る。				
指定避難所の見直し 【防災危機管理室】	○市民の安全かつ円滑な避難を促進するため、より安全性が高い施設への指定替え又は指定解除を行う。				
緊急一時避難施設の指定 【防災危機管理室】	○弾道ミサイル攻撃等の際に、爆風等から直接の被害を軽減するために一時的に避難するコンクリート造りの堅牢な建築物や地下施設等を、あらかじめ都道府県知事が「緊急一時避難施設」として指定する取り組みを推進する。				
指定緊急避難場所における総合案内板設置事業 【防災危機管理室】	○令和3・4年に指定した指定緊急避難場所85箇所に、令和5年度から3年間で総合案内板を設置する。 ・令和5年度：指定緊急避難場所29箇所に設置 ・令和6年度：指定緊急避難場所28箇所に設置 ・令和7年度：指定緊急避難場所28箇所に設置			→	

取組方針 3		情報伝達・防災啓発の充実			
--------	--	--------------	--	--	--

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
防災行政無線設備の音声到達改善事業 【防災危機管理室】	○地形上の問題などで聞こえにくい地域があるため、既設スピーカーの調整等を行い改善を図る。			
情報伝達手段の認知度向上 【防災危機管理室】	○防災メール、テレビのデータ放送、テレホンサービス、市ホームページ、防災アプリ、SNS等の多様な情報伝達手段の認知度を向上させるため、市民への更なる周知強化を図る。			
マイ避難所運動推進事業 【防災危機管理室】	○住民一人ひとりが迅速な避難行動ができるよう、災害時にどこに避難すればよいかあらかじめ決めておくマイ避難所運動を推進し、防災意識の高揚を図る。			
戸別受信機の無償貸与 【防災危機管理室】	○防災情報等を迅速かつ確に伝達し、市民の安全・安心を確保するため、避難の際に支援を要する方や、避難者の支援を行う方等に対し、防災行政無線の戸別受信機の無償貸与を行う。			
土砂災害等ハザードマップ作成事業 【土木防災課】	○土砂災害及び洪水ハザードマップを作成し、住民に周知する。 ・平成16年度～			
自然災害等に対する予防的観点からの取り組みの推進 【地域整備1・2課、各総合事務所地域整備課】	○建築部で進めている既存盛土調査などの基礎調査結果を基に、隣接する生活道路や水路等の日常的な点検実施や地元からの通報等を踏まえ、関係部局との連携により予防的な対応の検討を進める。	←		
自治会要望アプリの利用促進 【地域整備1・2課、各総合事務所地域整備課】	○道路異常個所通報システムを利用した「自治会要望アプリ」により、スマートフォン等を利用し生活道路・河川・公園等修繕要望の申請が可能であり、自治会による「自治会要望アプリ」の利用促進を図る。また、庁内や県の関係部局とのシステム共有拡大を図り、危険個所などへの迅速な対応が図れるよう取り組む。特に地域センターにおいては、自治会から要望があった際に現地でアプリを活用した申請ができるよう、職員が入力方法の説明や操作補助を行う。			

基本施策	E 2	犯罪、交通事故のない地域づくりを進めます
------	-----	----------------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	市民が	犯罪、交通事故にあうことなく、安全・安心に暮らしている。

個別施策	E 2 - 1	地域の防犯、交通安全活動を推進します
------	---------	--------------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	地域が	自主防犯・交通安全意識を高め、活動を推進している。

取組方針 1	防犯・交通安全意識の啓発
--------	--------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
交通安全指導普及事業 【自治振興課】	○交通安全意識の醸成を図るため、保育施設、小学校等において、交通安全指導普及員による交通安全教室を実施する。			
高齢者交通安全対策事業 【自治振興課】	○高齢者の交通安全意識の向上を図るため、市内自動車学校において、高齢者交通安全講習を実施する。			
暴力追放「いのちを守る」 長崎市民会議事業 【自治振興課】	○暴力追放「いのちを守る」長崎市民会議が行う市民、事業者、関係団体等が一体となった暴力追放の取組みに対して負担金を支出し、市民の暴力追放・防犯意識の醸成を図るとともに、暴力追放の想いを後世に継承していく。			
こども安全注意報 【こどもみらい課】	○こどもの生命等の安全を脅かす事案・事件・事項等に関して関係機関と連携して、迅速に情報を収集・分析し、情報を発信することで被害の拡大を予防する。			

取組方針 2	防犯・交通安全活動の推進
--------	--------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
交通安全推進事業 【自治振興課】	○交通事故のない地域づくりのため、関係機関・団体と緊密に連携し、地域と一体となった交通安全活動を推進する。			
安全・安心まちづくり推進事業 【自治振興課】	○市民が、安全に、かつ安心して暮らすことができるまちづくりを推進するため、警察等関係機関との緊密な連携を図り、自主防犯活動の推進等に取り組む。			
防犯カメラ設置事業費補助金 【自治振興課】	○犯罪の発生を未然に防ぐため、自治会及び連合自治会が設置する防犯カメラの費用に対して補助を行い、地域の防犯力の向上を図る。			
青色回転灯防犯パトロール活動事業費補助金 【自治振興課】	○犯罪の発生を未然に防ぐため、青色回転灯防犯パトロールを実施している地域のボランティア団体に対して活動経費の一部を支援し、各団体の活動の活性化を図る。			
長崎市よかまち見回りサポーター事業 【自治振興課】	○登録した個人に防犯アイテム（LED反射バンド）を交付し、日常的に行うウォーキング等の屋外での活動に合わせて地域の見守り活動を実施することで、個人の防犯意識の向上及び地域の防犯力向上を図る。			
再犯防止推進事業 【自治振興課】	○市民が、安全に、かつ安心して暮らすことができるまちづくりを推進するため、犯罪をした人等が再び罪を犯すことなく、円滑に社会復帰できるよう、関係機関・団体と連携し、各種支援に取り組む。			
子どもを守るネットワーク推進事業 【こどもみらい課】	○子どもたちが安全に、かつ安心して過ごすことのできる住みよいまちづくりをするために、地域内の団体・組織・個人など地域の力を結集して行っている子どもを守るネットワーク活動を推進するため助成を行う。			
補導活動事業 【こどもみらい課】	○すべての子どもが健やかに成長することができるようにするために、学校や関係機関等との連携による補導活動、環境浄化業務、不審者や有害鳥獣等の情報の収集、分析、提供を行う。			
通学路点検 【健康教育課】	○登下校時の児童生徒の安全を確保するため、関係機関・団体と連携して小学校区別の通学路点検を実施する。			

個別施策 E2-2	犯罪被害、交通事故等の相談・支援体制の充実を図ります
------------------	-----------------------------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	市民が	犯罪被害や交通事故に関する不安やトラブルを早期に解決できている。

取組方針 1	相談体制の充実
---------------	----------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
市民相談事業 【自治振興課】	○市民が抱える日常生活の中の困りごと・悩みごとを解消するため、相談員による相談対応のほか、法律・国税・登記・不動産・住宅リフォーム・マンション管理など各種専門家による相談対応を定期的に行い、問題解決のための助言や情報提供を行う。			
交通事故相談所運営事業 【自治振興課】	○交通事故被害者等の問題解決を支援するため、交通事故に関する専門的な知識を有する職員を配置し、複雑多様化する相談内容に対する助言を行う。			

取組方針 2	支援体制の充実
---------------	----------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
犯罪被害者等支援推進事業 【自治振興課】	○犯罪被害者等が受けた被害からの回復・軽減及び犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図るため、犯罪被害者等の状況に応じた適切な支援を行うとともに、市民及び事業者の犯罪被害者等への理解が促進されるよう広報・啓発活動を行う。			

基本施策	E 3	安心できる消費生活環境をつくります
------	-----	-------------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	市民が	安心して安全に消費生活を営んでいる。

個別施策 E 3-1	消費者トラブルから市民を救済します
------------	-------------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	市民が	消費者トラブルから救済されている。

取組方針 1	相談員の継続的な配置とスキルアップ
--------	-------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
消費生活相談員等レベルアップ事業 【消費者センター】	○相談員が市民の消費生活相談対応に必要な最新の知識の習得や他自治体と情報を共有することを目的として国等が開催する研修や学習会等に参加する。 ・国民生活センターの研修施設で行われる研修及びオンライン研修への参加			

取組方針 2	弁護士相談による法的アドバイスの活用
--------	--------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
消費生活相談事業 【消費者センター】	○高度に専門的な消費生活相談へ対応するため弁護士からの法的アドバイスを活用する。 ・令和6～7年度：月に2回の定例弁護士相談及び緊急弁護士相談の実施			

取組方針 3	関係機関との連携強化
--------	------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
消費生活相談事業 【消費者センター】	○消費者（市民）を消費者被害から救済するため、関係機関、関係課との連携を強化する。 ・令和6～7年度：多重債務者対策に係る庁内合同研修会の開催 ・令和6～7年度：長崎市消費者安全確保地域協議会構成団体等との連携			

個別施策 E3-2	消費者被害を防止します
-----------	-------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	市民が	消費者被害についての知識をもつとともに、社会や環境のことも考えた消費行動を行っている。

取組方針 1	消費者教育の充実
--------	----------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
消費者啓発推進事業 【消費者センター】	○消費者の自立を支援するため、消費者被害や、一人ひとりがとるべき消費行動について考える講座を開催する。 ・職員による消費生活出前講座の実施、専門家による消費生活に関する各種講座の実施 ・一般向け消費生活講座の実施			
若年者消費者教育強化事業 【消費者センター】	○成年年齢の引下げに対応し、若い世代の消費者の自立を支援するため、学校等における消費者教育を強化する。 ・令和6～7年度：学校等における消費生活に関する講座や各種教材提供の実施			
若年者消費者教育強化事業 【消費者センター】	○成年年齢の引下げに対応し、若い世代の消費者の自立を支援するため、学校等における消費者教育を強化する。 ・令和6年度：17歳の市民全員に消費者生活啓発冊子の郵送による配布		→	

取組方針 2	迅速な情報提供
--------	---------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
消費者啓発推進事業 【消費者センター】	○消費者被害の未然防止を図るため、ホームページやSNS等による情報発信を行う。 ・ホームページ、SNS等による情報発信 ○高齢者等の消費者被害の未然防止を図るため、地域包括支援センター等の見守りを行う関係団体に対し、メール等による情報発信を行う。 ・関係団体に対する情報発信			

取組方針 3	関係機関と連携した高齢者等の見守り
--------	-------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
消費生活相談事業 【消費者センター】	○高齢者等の消費者被害の未然防止を図るため、関係機関、関係課との連携を強化する。 ・令和6～7年度 長崎市消費者安全確保地域協議会構成団体等との連携			
消費生活相談事業 【消費者センター】	○高齢者等の消費者被害の未然防止を図るため、関係機関、関係課との連携を強化する。 ・令和6年度 要配慮消費者の見守りハンドブック作成・配付	↔		

基本施策	E 4	暮らしやすいコンパクトな市街地を形成します
------	-----	-----------------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	各地区の市街地が	コンパクトにまとまり、安全で暮らしやすくなっている。

個別施策 E 4-1	安全で暮らしやすい場所に、居住及び都市機能を誘導・維持します
------------	--------------------------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	市民が	居住及び都市機能が集約された各地区の市街地で安全・快適に暮らしている。

取組方針 1	都市計画の見直し
--------	----------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
集約都市形成推進事業 【都市計画課】	○都市計画マスタープランで目標とするコンパクト+ネットワークの視点に立った将来都市構造の実現に向け、令和6年3月に改訂した立地適正化計画の運用のほか、令和6年4月に策定した「長崎都心まちづくり構想」の推進に必要な都市計画決定・変更を行う。 ・令和6年度～：立地適正化計画の運用 ・令和6～7年度：国道34号における地区計画の策定	→		
長崎都心まちづくり構想策定 【都市計画課】	○新しいまちづくりの方針として、長崎駅周辺や浦上川沿いを中心に進む各種プロジェクトの効果を、都心部全体の活性化につなげることを目的とした「長崎都心まちづくり構想」を策定した。 ・令和4～6年度：長崎都心まちづくり構想の策定	→		
長崎まちづくりのランドデザイン策定 【都市計画課】	○「経済再生」と「定住人口増加」に向けて、西九州新幹線開業や松が枝国際観光船埠頭2パース化など、新たなまちの基盤から生まれる効果を市全体に波及させる「ネットワーク型コンパクトシティ長崎」を実現するため、都心部の各エリア間の回遊や、都心部と周辺部のネットワークの維持・強化等を軸とする「長崎まちづくりのランドデザイン」を策定する。 ・令和6～7年度：長崎まちづくりのランドデザインの策定	→		経済再生

取組方針 2	定住の促進
--------	-------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
長崎市市街化調整区域における住宅団地開発を目的とした地区計画制度運用基準 【都市計画課】	○「長崎市市街化調整区域における住宅団地開発を目的とした地区計画制度運用基準」（令和6年3月改訂）により、市街化調整区域においても一定の要件を満たす地区については地区計画制度を利用した住宅団地開発を許容し、特に若い世代の定住促進に向けて受け皿となる住宅用地を供給する。 ・令和3年度：運用基準の策定 ・令和4年度～：運用基準に基づく審査、地区計画の決定 ・令和5年度：運用基準の見直し ・令和6年度～：改訂運用基準に基づく審査、地区計画の決定	→		
浜町地区市街地再開発事業 【都市計画課】	○古くから本市の中心商業地として栄えてきた浜町地区における市街地再開発事業を支援し、地域の活性化と中心市街地全体の賑いの再生を図る。 ・事業年度：平成27年度～ ・平成27年度：推進計画作成費補助金 ・平成28～令和6年度：権利者の合意形成 ・令和7年度～：権利者の合意形成・都市計画決定・本組合設立など	→		
幸町地区優良建築物等整備事業 【都市計画課】	○市民の楽しみのもと日常的に解放された空間を創出するため、スタジアム・アリーナを中心とした複合施設（長崎スタジアムシティ）の整備事業に対し、国・県・市一体となって支援し、良好な市街地環境の形成を図る。 ・事業年度：令和4～6年度 ・施行地区：A＝約7.5ha ・平成30年度：(株)ジャパネットホールディングスが用地取得 ・令和2年度：施設の基本設計など ・令和3年度：施設の実施設計など ・令和4年度～6年度：共同施設整備費補助金など	→		経済再生

個別施策 E4-2	住環境を改善し生活利便性の向上を図ります
-----------	----------------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	各地区の市街地が	住環境の改善が図られ、住みやすくなっている。

取組方針 1	住環境の改善・防災性の向上
--------	---------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
空き家の不良度測定事業 【資産税課】	○適切な管理がなされずに崩壊等の危険がある老朽危険空き家について、潜在的な老朽危険空き家を把握するために、市内全域で調査を実施する。 ・事業期間：令和5～6年度 ・事業内容：不良度測定対象空き家の調査	→		
道路新設改良事業 (中川鳴滝3号線) 【中川・鳴滝住宅市街地基盤整備事業】 <※再掲：E6-1> 【土木建設課】	○中川・鳴滝地区の居住環境の向上及び老朽住宅の建替促進、交通環境の改善を図るため、道路の新設と拡幅改良を行う。 ・事業区域：中川2丁目～鳴滝2丁目 ・事業期間：平成12～令和12年度 ・事業内容：L=1,200m、W=10～12m			
地籍調査事業 【都市計画課】	○地籍の明確化を図るため、国土調査法に基づき一筆ごとの土地の所有者、地番及び地目の調査と、境界の測量及び面積の測定を行い、簿冊（地籍簿）及び地図（地籍図）を作成する。 ・令和6年度：金堀町ほか 調査面積：6.22平方キロメートル ・令和7年度：花園町ほか 調査面積：5.09平方キロメートル			
東長崎平間・東地区土地区画整理事業 【東長崎土地区画整理事務所】	○東長崎平間・東地区における健全かつ良好な住環境を有する市街地の形成を図る。 ・施行地区：長崎市平間町、東町及び矢上町の各一部 ・事業期間：平成14～令和8年度 ・施行地区面積：30.0ha ・令和6年度：清算金徴収 ・令和7年度：清算金徴収			
斜面市街地再生事業（立山地区ほか） 【地域整備1・2課】	○家屋老朽化率や密集度が高い地区において、道路や公園等の公共施設の整備を行い、防災性の向上や住環境の改善、老朽建築物の更新を図る。 ・事業年度：平成7～令和8年度 ・施行地区：8地区（177.1ha）			
車みち整備事業 <※再掲：E7-1> 【地域整備1・2課、各総合事務所地域整備課】	○斜面市街地における居住環境の改善及び防災性の向上を図るため、車の通行ができない階段道などの市道箇所を地元の協力を得ながら地域の实情に応じた工夫を行い、車が通行できる道路へと改良を行う。 ・事業期間：平成25年度～令和10年度 ・事業内容：令和5年度まで：三原27号線ほか（28路線） 令和6年度：丸尾町江の浦町1号線ほか			

取組方針 2	都市基盤の整備
--------	---------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
東長崎地区都市基盤施設整備事業 【東長崎土地区画整理事務所】	○東長崎地区土地区画整理事業廃止区域における道路や公園等都市基盤施設の整備により、良好な居住環境の創出を図る。 ・事業期間：平成23～令和7年度 ・事業内容：東長崎縦貫線ほか ・令和6年度：都市計画道路整備 ・令和7年度：都市計画道路整備			

基本施策	E 5	安全・安心で快適な住環境をつくります
------	-----	--------------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	市民が	それぞれの地域で、安全・安心・快適に住み続けている。

個別施策 E 5-1	多様な住まいの選択肢を提供します
------------	------------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	市民が	希望する住まいに安心して住んでいる。

取組方針 1	若者・子育て世帯が安心して暮らせるしくみづくり
--------	-------------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
子育て世帯の市営住宅への優先入居 【建築総務課】	○建替による新築市営住宅へ定期借家制度を導入するとともに、定期募集における特定目的住宅としての優先枠を設定し、子育て世帯の優先入居を実施する。			
新規就労者への市営住宅の提供 【建築総務課】	○単身の新規就労者（満30歳未満）に対し、市営住宅の空き住戸を提供することで、居住支援を行うとともに、定住促進を図る。			
子育て世帯向け住戸改善事業 【住宅政策室】	○若者・子育て世帯が安心して暮らせる市営住宅を供給するために、市内の中心部に近い市営住宅の空き住戸を対象に、三点給湯及び、間取りの変更についての改修を実施する。 ・令和3年度：20戸 ・令和4年度：20戸 ・令和5年度：5戸			少子化対策
子育て住まいづくり支援費補助金 <※再掲：F4-3> 【住宅政策室】	○家族の支え合いにより子育てに係る負担軽減を図り、安心して子育てしやすい環境をつくるため、多子世帯又は三世代で同居若しくは近居するための中古住宅の取得・改修費用の一部を助成する。			少子化対策
住みよかプロジェクト協力認定制度 【住宅政策室】	○若者・子育て世帯が希望する住宅の供給等を進めるため、住みよかプロジェクト協力認定制度（※）を実施する。 ※まちづくりの担い手である市民や企業の方々と市が協力・連携し、住宅に関する地域課題を解決するための取組みについて認定するもの			少子化対策

取組方針 2	高齢者が安心して住み続けられるしくみづくり
--------	-----------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
住宅リフォーム支援補助事業 【住宅政策室】	○バリアフリー化や省エネ化など、住宅の性能向上による居住環境改善及び地場産業の育成を図るため、市内に存する住宅の改修工事を行う者に対し補助金を交付する。			
サービス付き高齢者向け住宅の登録推進 【住宅政策室】	○高齢者が住み慣れた地域に住み続けるために、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供するサービス付き高齢者向け住宅の登録を推進する。			

取組方針 3		移住者の定住促進		
主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
移住者への市営住宅の提供 <※再掲：C2-3> 【建築総務課】	○単身の移住者に対し、市営住宅の空き住戸を提供することで、居住支援を行うとともに、定住促進を図る。			
定住促進空き家活用補助金 <※再掲：C2-3> 【住宅政策室】	○戸建て空き家の移住での活用を目的とし、リフォーム工事や家財処分に要する費用の一部を助成する。			
空き家・空き地情報バンク 【建築指導課】	○長崎市へ移住を希望される市外在住者、市内での転居を考えられている市民を対象に、市内の空き家・空き地の情報を提供することにより、空き家・空き地の流通と定住促進を図る。			

取組方針 4		住宅確保要配慮者が入居できる民間住宅や公的住宅の確保		
主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
住宅確保要配慮者円滑入居 賃貸住宅の登録推進 【住宅政策室】	○高齢者、障害者、若年・子育て世帯等住宅の確保に配慮が必要な住宅確保要配慮者がニーズに合った賃貸住宅に入居できるように、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅(セーフティネット住宅)の登録を推進し、ホームページ等を活用しながら広く情報の提供を行い、制度の周知を図る。			
既設公営住宅改善事業 【住宅政策室】	○市営住宅を長期にわたって良質なストックとして維持管理するため、外壁改修、屋上防水、風呂蓋設置、エレベーター設置など修繕工事を計画的に行う。 ・令和3年度～：市営住宅の居住水準の向上(浴室・台所・洗面所への給湯設備設置など)及び移転集約を行うための市営住宅の内部改修			
公営住宅建設事業 【住宅政策室】	○住宅に困窮する市民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として、老朽化した公営住宅の建て替え等を行う。 ・令和2年度～：野母崎団地、日見大曲・宿町団地 ・令和4年度～：三原団地 ・令和6年度～：西山台団地			
市営住宅の集約・建替え等 による余剰地の活用 【住宅政策室】	○大園団地余剰地の売却、市営住宅敷地内の空きスペースの活用を検討する。			

個別施策 E5-2	安全で安心な民間住宅・建築物の普及を促進します
-----------	-------------------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	市民が	安全で安心な住まいで暮らしている。

取組方針 1	質の高い住宅ストックへの更新
--------	----------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
長期優良住宅認定制度や低炭素建築物認定制度活用住宅の促進 【建築指導課】	○住宅の新築等に際して、長期にわたり良好な状態で使用するための省エネ・耐震・長寿命化等の措置が講じられた優良な住宅や二酸化炭素の排出の抑制に資する建築物とすることなどの有効性等について、周知を図ることにより、認定住宅の増加を促す。			

取組方針 2	老朽危険空き家の除却と空き家・空き地の利活用の推進
--------	---------------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
空き家・空き地情報バンク 【建築指導課】	○空き家の情報共有により、空き家の再利用を促進する。また、更なる空き家活用を促進するため民間と連携した空き家活用相談窓口の創設などに取り組む。			
特定空家等除却費補助金の拡充 【建築指導課】	○長期間放置され、老朽化し危険である、若しくは危険となる恐れがある特定空家等を所有者等が除却する際に要する経費の一部を助成する。また、老朽危険空き家については、固定資産税の住宅特例解除により除却件数増が予想されることから、件数を拡充する。			
老朽危険空き家対策事業 【建築指導課】	○長年放置された老朽危険空き家のうち、所有者がその建物及び土地を本市に寄附できる等の条件を満たすものを除却し、跡地を公共空間として整備することで、住環境の改善を図る。			
空家等活用促進区域等の検討 【住宅政策室・建築指導課】	○理財部が把握した斜面地の空き家のデータを基に、空き家の状態や接道など活用のための条件を判断し、空き家バンク登録を推進。また、把握した活用可能空き家の状況を検証し、令和6年度中に空家等活用促進区域等の手法を検討する。			

取組方針 3	特殊建築物の適正管理の促進
--------	---------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
特定建築物にかかる定期報告制度 【建築指導課】	○不特定多数の人々が利用する公共性の高い建築物(特定建築物)については、建築設備の操作・作動の不完全等が大きな事故や災害へと発展する恐れがあることから、所有者等に対して定期報告制度の周知、防災意識の啓発などを行う。			

取組方針 4	住まい・宅地とまちの防災性の向上
--------	------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
民間建築物耐震化推進事業 【建築指導課】	○地震による建物の倒壊等を防止し、被害の軽減を図るため、昭和56年以前の旧耐震基準で建築された民間建築物の耐震化に係る次の費用の一部を助成する。 ・木造戸建住宅…耐震診断、耐震改修設計・工事等 ・多数の者が利用する一定規模の建築物…耐震診断、耐震改修設計			
耐震化推進事業費補助金(要緊急安全確認大規模建築物) 【建築指導課】	○地震による建物の倒壊等を防止し、被害の軽減を図るため、昭和56年以前の旧耐震基準で建築された民間建築物のうち、耐震改修促進法に基づき、耐震診断結果の公表が義務付けられた大規模建築物の耐震化に係る次の費用の一部を助成する。 ・耐震改修設計、耐震改修工事			
アスベスト対策費補助金 【建築指導課】	○吹付けアスベストの飛散による健康被害から市民を守るため、多数の者が利用する民間建築物の吹付けアスベストに係る分析調査及び除去等工事の費用の一部を助成する。			
ブロック塀等除却費補助金 【建築指導課】	○地震発生時のブロック塀等の倒壊による人的被害を未然に防止し、安全で快適な住まいとまちをつくるため、国の社会資本整備総合交付金等を活用し、小中学校の通学路に面する倒壊の危険性のあるブロック塀等の除却工事に要する費用の一部を助成する。			

基本施策	E 6	車や公共交通による移動の円滑化を図ります
------	-----	----------------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	市民が	道路や公共交通を安全で快適に利用している。

個別施策 E 6-1	良好な道路ネットワークを形成します
------------	-------------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	市民が	目的地まで迅速かつ安全・快適に移動している。

取組方針 1	広域幹線道路網の整備促進
--------	--------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
幹線道路等整備推進事業 【土木企画課】	○幹線道路等の整備促進、道路予算の確保を図るため、事業主体である国や県に対し、本市と関係団体で構成した協議会等を中心に、要望活動を行う。			
平和公園再整備基本計画策定 <※再掲：E 7-2> 【土木企画課】	○長崎南北幹線道路の事業化を契機として、平和公園（西地区）の再整備基本計画を策定する。	→		
道路新設改良事業 (江平浜平線) 【土木建設課】	○江平地区の交通環境の改善及び居住環境の向上、市内交通混雑の緩和を図るため、道路の新設と拡幅改良を行う。 ・事業区域：江平2丁目～浜平2丁目 ・事業期間：平成9～令和11年度 ・事業内容：L=2,260m、W=9.75m			
道路新設改良事業 (中川鳴滝3号線) 【中川・鳴滝住宅市街地基盤整備事業】 <※再掲：E 4-2> 【土木建設課】	○中川・鳴滝地区の居住環境の向上及び老朽住宅の建替促進、交通環境の改善を図るため、道路の新設と拡幅改良を行う。 ・事業区域：中川2丁目～鳴滝2丁目 ・事業期間：平成12～令和12年度 ・事業内容：L=1,200m、W=10～12m			
道路新設改良事業 (清水町白鳥町1号線) 【土木建設課】	○西町地区の交通環境の改善及び居住環境の向上、歩行者の安全性確保を図るため、道路の新設と拡幅改良を行う。 ・事業区域：清水町～白鳥町 ・事業期間：平成23～令和9年度 ・事業内容：L=430m、W=12m			
道路新設改良事業 (虹が丘町西町1号線) 【土木建設課】	○幹線道路の慢性的な交通渋滞を緩和するとともに、市内北西部地区における交通の利便性と防災性の向上を図るため、道路の新設を行う。 ・事業区域：虹が丘町～西町 ・事業期間：平成9～令和11年度 ・事業内容：L=1,950m、W=10m			

取組方針 2	既存道路の安全性・快適性の向上
--------	-----------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
バリアフリー特定事業の推進 <※再掲：A 2-3、E 6-2、E 7-1、E 7-2> 【土木企画課】	○第2期バリアフリー基本構想及び第2期バリアフリー特定事業計画（令和4年度策定）に基づき、関係機関と連携をとりながらバリアフリー特定事業の推進を図る。			

個別施策 E6-2	公共交通を維持します
-----------	------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	公共交通が	市民の移動を支えつづけている。

取組方針 1	公共交通の維持
--------	---------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
バリアフリー特定事業の推進 <※再掲：A2-3、E6-1、E7-1、E7-2> 【土木企画課】	○第2期バリアフリー基本構想及び第2期バリアフリー特定事業計画（令和4年度策定）に基づき、関係機関と連携をとりながらバリアフリー特定事業の推進を図る。			
長崎・天草航路運営費補助金 【公共交通対策室】	○文化的、経済的に交流の歴史が深く、観光面からも航路の重要性が高まっている長崎・天草航路について、その存続のために運営会社の運営費の一部を支援する。			
離島航路維持対策事業 【公共交通対策室】	○本土と離島を結ぶ重要な交通機関であることから、航路の維持を行うための支援を行い、地域住民の移動手段を維持し、離島地域の振興を図る。			
公共交通空白地域対策事業 【公共交通対策室】	○バス空白地域において乗合タクシーを運行し、地域住民の利便性の向上や公共交通機関の利用促進、高齢者の社会参加の促進を図る。			
コミュニティバス運行事業 【公共交通対策室】	○合併した各地区等のバス空白地域や交通が不便な地域において、住民の利便性向上を図る。			
軌道施設浸水対策事業 【公共交通対策室】	○路面電車の安全輸送を確保するため、変電所に止水板を設置することで豪雨等による河川氾濫が発生した際の軌道施設等の減災を図ろうとする軌道事業者に対して補助を行う。	←	→	

取組方針 2	公共交通の利便性向上
--------	------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
地域公共交通活性化推進費 【公共交通対策室】	○公共交通の維持・確保のため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく計画の策定・更新・実施に必要な協議、連絡を行うために設置した長崎市公共交通活性化協議会の運営費を負担する。			

基本施策	E 7	安全・安心で快適な道路・公園をつくります
------	-----	----------------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	道路・公園が	安全・安心で快適に利用されている。

個別施策 E 7-1	だれもが安全・安心で快適に利用できる道路をつくります	
------------	----------------------------	--

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	道路が	安全・安心で快適に利用されている。

取組方針 1	安全で快適な道路環境の確保	
--------	---------------	--

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
バリアフリー特定事業の推進 <※再掲：A 2-3、E 6-1、E 6-2、E 7-2> 【土木企画課】	○第2期バリアフリー基本構想及び第2期バリアフリー特定事業計画（令和4年度策定）に基づき、関係機関と連携をとりながらバリアフリー特定事業の推進を図る。			
無電柱化推進事業 【土木企画課、土木建設課、長崎駅周辺整備室】	○良好な景観の形成や歩行者の安全性向上、防災性の向上を図るため、無電柱化を推進する。 ・事業内容：平成29年度～：籠町稲田町1号線、八千代町尾上町1号線、尾上町八千代町1号線、八千代町宝町1号線、新市庁舎周辺道路			
都市構造再編事業（新市庁舎周辺道路） 【土木建設課】	○新市庁舎の建設に伴い、公共交通機関から新市庁舎へのアクセス向上及び歩行者の安全で快適な通行空間の確保等を図るため、新市庁舎周辺道路のバスベイ整備や拡幅整備を行う。 ・事業区域：桜町・魚の町・桶屋町 ・事業期間：平成28～令和9年度 ・事業内容：L=560m、W=9.0～37.6m			
道路新設改良事業 【土木建設課】	○交通環境の改善及び居住環境の向上、歩行者の安全確保を図るため、道路の新設と拡幅改良を行う。 ・川上町出雲線			
都市構造再編事業（幸町周辺地区） 【土木建設課】	○長崎市幸町の工場跡地で進められている長崎スタジアムシティの建設に伴い、周辺道路の安全かつ円滑な交通環境を確保するため、道路改良工事を行う。 ・事業区域：幸町～茂里町 ・事業期間：令和4～令和8年度 ・事業内容：L=270m、4箇所			
道路新設改良事業（（仮称）Vロード整備） 【土木企画課】	○長崎駅や浦上駅から長崎スタジアムシティへ向かう主要な動線において、「（仮称）Vロード」として安全で快適な歩行者空間の確保や道路空間を活用した賑わいを創出するための環境整備を行う。 ・事業期間：令和6年度 ・事業内容：のぼり旗基礎工 N=83箇所、誘導案内板設置 一式	↔		経済再生
街路事業（新地町稲田町線） 【土木建設課】	○斜面市街地（十善寺地区）の交通環境の改善及び居住環境の向上、まちなかの回遊性向上を図るため、道路の拡幅改良を行う。 ・事業区域：籠町～稲田町 ・事業期間：平成12～令和9年度 ・事業内容：L=400m、W=15m			
街路事業（大黒町恵美須町線） 【土木建設課】	○長崎駅周辺の交通環境の改善及び歩行者の安全確保を図るため、道路の拡幅改良を行う。 ・事業区域：大黒町～恵美須町 ・事業期間：平成26～令和14年度 ・事業内容：L=110m、W=26.25m			

街路事業(銅座町松が枝町線 [銅座工区]) 【土木建設課】	○まちなか(銅座地区)の賑わいの再生及び防災性の向上、交通環境の改善を図るため、道路の新設と拡幅改良を行う。 ・事業区域：銅座町～龍町 ・事業期間：平成26～令和11年度 ・事業内容：L=420m、W=15m			
街路事業(片淵線[新大工工区]) 【土木建設課】	○まちなか(新大工地区)の回遊性の向上及び歩行者の安全性確保、交通環境の改善を図るため、道路の拡幅改良を行う。 ・事業区域：片淵2丁目～新大工町 ・事業期間：平成28～令和9年度 ・事業内容：L=270m、W=8m			
道路新設改良事業 (地方道路等整備事業) 【土木建設課、地域整備1・2課、各総合事務所地域整備課】	○交通の円滑化と安全性の向上等を図り、安全・安心で快適に暮らせるまちづくりを推進するため、部分的な拡幅改良又は新設のほか、損傷が著しい路面や排水機能が低下した側溝等の改良、離合箇所等の整備、交差点の改良などを行う。			
道路新設改良事業 (合併地区道路等整備事業) 【土木建設課、北総合事務所地域整備課】	○合併地区等における交通の円滑化と安全性の向上等を図るため、生活関連道路の改良等を行う。 ・相川町四杖町1号線、西海町128号線			
車みち整備事業 <※再掲：E4-2> 【地域整備1・2課、各総合事務所地域整備課】	○斜面市街地における居住環境の改善及び防災性の向上を図るため、車の通行ができない階段道などの市道箇所を地元の協力を得ながら地域の実情に応じた工夫を行い、車が通行できる道路へと改良を行う。 ・事業期間：平成25年度～令和10年度 ・事業内容：令和5年度まで：三原27号線ほか(28路線) 令和6年度：丸尾町江の浦町1号線ほか			
私道整備助成事業 【地域整備1・2課、土木総務課、各総合事務所地域整備課】	○市民の生活環境の向上及び交通安全に資することを目的に、一般交通の用に供されている私道を特例的に、市道に認定するため、私道の管理者等に対し整備に要する費用の一部を助成する。			
くらしの道整備事業 【地域整備1・2課、各総合事務所地域整備課】	○車みち整備事業の対象とならない周辺地域において、一部道路の新設や拡幅、離合場所・回転場所の確保等により、家の近くまで緊急車両や福祉車両を乗り入れでき、住民が安全で安心して暮らし続けられる道路整備を行うもの。 ・事業期間：令和2年度～令和10年度 令和6年度：春日町1号線ほか			
自然災害防止事業(道路) 【地域整備1・2課、各総合事務所地域整備課】	○長崎市地域防災計画に掲げられている道路危険予想箇所について、自然法面の災害発生の予防及び災害拡大の防止を目的に、道路の改良工事を実施する。 ・戸石町12号線、西町1号線ほか			
交通安全施設整備事業 【地域整備1・2課、各総合事務所地域整備課】	○交通事故の防止と交通環境の安全性の向上のため、交通事故が多発している道路や交通の安全を確保する必要がある道路について、交通環境の改善を行う。 ・事業内容：歩道の新設改良、道路反射鏡設置、防護柵設置、視線誘導標設置、区画線設置、路側帯のカラー化など			
交通安全施設整備事業 通学路緊急安全対策事業 【地域整備1・2課、各総合事務所地域整備課】	○令和3年6月の千葉県八街市で発生した通学路での交通事故を受け、通学路における児童等の安全を確保するため、緊急的な対策が必要な箇所の安全対策を行う。 ・事業内容：歩道の新設改良、防護柵設置、視線誘導標設置、区画線設置、路側帯のカラー化、ハンブ設置など			
道路新設改良事業 【地域整備2課】	○車両通行の安全性、快適性を向上するため、舗装工事を行う。 西山目覚町線ほか ・西山目覚町線(令和6年度まで) ・出来大工町江戸町線(令和7年度から)			
道路リフレッシュ事業(合併7地区) 【南・北総合事務所地域整備課】	○合併地域の市道について、交通の円滑化と安全性の向上等を図るため、生活関連道路において、緊急に整備を要する部分的な拡幅改良又は新設を行う。			
過疎対策事業 【南・北総合事務所地域整備課】	○過疎地域における交通の円滑化と安全性の向上等を図るため、生活関連道路の改良等を行う。 ・伊王島循環線、高浜本線、為石町24号線、蚊焼1号線、蚊焼町川原町1号線、上出津線			
辺地対策事業 【北総合事務所地域整備課】	○辺地地域における交通の円滑化と安全性の向上等を図るため、生活関連道路の改良等を行う。 ・形上岳線			

取組方針 2		道路構造物の長寿命化の推進		
主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
道路新設改良事業（道路メンテナンス事業）道路構造物等補強 【土木防災課】	○道路構造物等の長寿命化を推進し、定期点検の結果をもとに緊急性に応じた補修・補強等を計画的に実施することで施設の老朽化対策を図る。 ・平成19年度～			
取組方針 3		効果的な駐車・駐輪対策の推進		
主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
駐車場施設整備事業（桜町駐車場ほか） 【土木企画課】	○市営駐車場の老朽化に伴い、施設や設備が更新時期を迎えていることから、安全・安心な駐車場機能を確保するため、改修工事等を実施する。			

個別施策 E7-2	だれもが安全・安心で快適に利用できる公園をつくります
-----------	----------------------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	公園が	安全・安心で快適に利用されている。

取組方針 1	安全で快適な公園の整備
---------------	--------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
バリアフリー特定事業の推進 <※再掲：A2-3、E6-1、E6-2、E7-1> 【土木企画課】	○第2期バリアフリー基本構想及び第2期バリアフリー特定事業計画（令和4年度策定）に基づき、関係機関と連携をとりながらバリアフリー特定事業の推進を図る。	■	■	
公園等施設整備事業（公園施設長寿命化） 【地域整備1・2課、各総合事務所地域整備課、土木建設課】	○老朽化した施設の更新・改修、バリアフリー化未整備の公園における園路の段差解消など、長寿命化計画に基づく施設の改築・更新等を行う。	■	■	

取組方針 2	多様化した市民ニーズに対応できる公園への再整備
---------------	--------------------------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
公園等施設整備事業（都市公園機能再編） 地域整備1・2課、各総合事務所地域整備課	○既設公園の老朽化した施設において、社会情勢や地域のニーズに対応した、安全・安心で快適に利用できる公園の再整備を図る。	■	■	
平和公園再整備基本計画策定 <※再掲：E6-1> 【土木企画課】	○長崎南北幹線道路の事業化を契機として、平和公園（西地区）の再整備基本計画を策定する。	→		

基本施策	E 8	水道水を安定して供給し、下水を適正に処理します
------	-----	-------------------------

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	市民が	いつでも安心して水道と下水道を使っている。

個別施策 E 8-1	いつでも安心な水を市民に届けます	
------------	------------------	--

2025年度にめざす姿	対 象	意 図
	水道施設の機能が	適正に維持されている。

取組方針 1	施設の耐震化及び更新		
--------	------------	--	--

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
長崎水害緊急ダム事業（浦上ダム再開発） 【新浄水場整備室】	○洪水対策として、浦上ダムなどの利水機能の一部を治水目的に変更するためのダム改良工事を行う。 ・令和4～9年度：設計調査 ・令和5～9年度：貯水池内掘削工事 ・令和10～11年度：ダム本体工事			
配水施設整備事業 ＜※再掲：取組方針2＞ 【水道建設課】	○破損事故の未然防止、管路の耐震化、漏水防止対策の強化及び出水不良の解消を目的として老朽管の更新、新規布設等を行う。 事業実施の際は、スペック（性能や容量）の適正化や経費節減の観点から、次の取り組みを実践する。 ・配水用ポリエチレン管の適用拡大 ・管路の機能評価による整備の優先順位の設定 ・漏水対策を図るため修繕履歴の多い管路の優先更新 ・更新管路のダウンサイジング ・令和5～9年度：第12次配水施設整備事業			
水道施設耐震化事業 【事業管理課、水道建設課、浄水課】	○安定した水の供給を図るため、老朽化した浄水場、配水タンク、ポンプ場等の耐震化及び更新を図る。 事業実施の際は、経費削減の観点からスペック（性能や容量）を見直し、実状に応じて配水槽等タンク容量のダウンサイジングを行う。 ・令和4～6年度：手熊浄水場改良・耐震化事業 ※令和6年度以降も順次、耐震化計画を策定し実施			
高島地区海底送水管更新事業 【水道建設課】	○高島地区へ水道水を送水している海底送水管は、昭和53年の布設後46年を経過し、老朽化していることから布設替えを行う。 ・令和6～7年度：詳細設計 ・令和8～9年度：布設管工事	←		

取組方針 2	施設及び水質の適正な維持管理		
--------	----------------	--	--

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
配水施設整備事業 ＜※再掲：取組方針1＞ 【水道建設課】	○破損事故の未然防止、管路の耐震化、漏水防止対策の強化及び出水不良の解消を目的として老朽管の更新、新規布設等を行う。 事業実施の際は、スペック（性能や容量）の適正化や経費節減の観点から、次の取り組みを実践する。 ・配水用ポリエチレン管の適用拡大 ・管路の機能評価による整備の優先順位の設定 ・漏水対策を図るため修繕履歴の多い管路の優先更新 ・更新管路のダウンサイジング ・令和5～9年度：第12次配水施設整備事業			
漏水防止対策事業 【給水課】	○道路陥没などの事故防止や水の有効利用を図るため、効率的で効果的な漏水防止対策を実施する。 ・スマートメーター等を用いた常時監視エリアの拡大 ・修繕履歴の多い管路の優先更新			
水道GLP認定 【水質管理室】	○厳密な検査により高い信頼性を保証する「水道GLP」（Good Laboratory Practice「優良試験所規範」）を取得しており、引き続き「水道GLP」を適正に運用し、安全性が確保された水道水を提供する。			

取組方針 3		施設の広域化		
主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
新浄水場共同整備事業 【新浄水場整備室】	<p>○更新時期を迎えている浦上浄水場と道ノ尾浄水場を廃止し、新たな浄水場の整備について長与町との共同整備を推進する。</p> <p>新浄水場の整備及び運営については、民間事業者に施設設計、建設、運営等を包括的に委託するDBO方式を採用し、広域化に関する国の財政措置の活用しながら、広域連携・官民連携により整備を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5～6年度：新浄水場共同整備事業計画作成 ・令和6～7年度：事業者選定 ・令和7～8年度：詳細設計 ・令和7～12年度：新浄水場建設工事 			

個別施策 E8-2	汚水と雨水を適正に処理し、健全な水環境を守ります
-----------	--------------------------

2025年度にめざす姿	対象	意図
	下水道施設の機能が	適正に維持されている。

取組方針 1	施設の更新
--------	-------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
下水道ストックマネジメント事業 <※再掲：取組方針3> 【事業管理課、下水道建設課、下水道施設課】	○下水道ストックマネジメント計画に基づき、老朽化等による事故発生や機能停止を未然に防止し、計画的な点検・調査及び修繕・改修を行うことにより、持続的な下水道機能の確保を図る。 設備の改築時には、脱炭素化の視点から、省エネ、創エネ機器の導入を検討する。 ・令和6～10年度：ストックマネジメント（第2期計画）の実施			
公共下水道雨水建設事業 【下水道建設課】	○潮位の影響を受けやすい河川や海沿いの低地地区、河川の流下能力が不足する地区などの浸水防除のため、雨水管渠の整備を行う。 ・令和4～7年度：文教排水区			

取組方針 2	施設の統合
--------	-------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
下水処理場統合整備事業 【事業管理課、下水道建設課、下水道施設課】	○老朽化が進んだ中部下水処理場の機能を停止し、処理区が隣接した西部下水処理場へ統廃合するとともに、雨天時に急増する汚水（雨天時浸入水）対策として、旧クリーンセンターの地下を改造し、流量調整池の整備を行う。 ・中部下水処理場廃止、中部茂里町流量調整池化（令和5年度） ・令和6～9年度：中部下水処理場解体			
集落排水処理施設統合整備事業 【事業管理課、下水道建設課、下水道施設課】	○太田尾・高島・野母崎・琴海地区に位置する集落排水処理の施設9箇所について、公共下水道へ接続したほうが費用面で有利な6か所を統廃合する。 ・令和6年度～：公共下水道への統合に係る設計業務 ・令和7年度～令和15年度：公共下水道への接続工事、随時供用開始	←		
し尿等受入施設建設事業 <※再掲：取組方針4> 【下水道施設課】	○環境部が管理している琴海クリーンセンターと長崎半島クリーンセンターを廃止し、西部下水処理場にし尿等受入施設を建設することで、施設の共同化を図る。 【し尿受入施設】 ・令和5～6年度：設計業務 ・令和7～9年度：建設工事 ・令和10年度：供用開始			

取組方針 3	施設の適正な維持管理
--------	------------

主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
下水道ストックマネジメント事業 <※再掲：取組方針1> 【事業管理課、下水道建設課、下水道施設課】	○下水道ストックマネジメント計画に基づき、老朽化等による事故発生や機能停止を未然に防止し、計画的な点検・調査及び修繕・改修を行うことにより、持続的な下水道機能の確保を図る。 設備の改築時には、脱炭素化の視点から、省エネ、創エネ機器の導入を検討する。 ・令和6～10年度：ストックマネジメント（第2期計画）の実施			
不明水（雨天時浸入水）対策事業 【事業管理課、下水道建設課】	○雨天時に急増する雨天時浸入水対策として、浸入水を一時貯留する施設の整備や老朽化した施設からの浸入を防止するための対策を実施する。 ・汚水樹取替・修繕、穴あき鉄蓋取替、汚水管改築（管更生） ・令和6年度：低コスト水位計を用いた共同研究（スクリーニング調査）			

取組方針 4		施設の広域化		
主要事業名 【所管課】	事業概要	事業年度		重点プロジェクト
		6	7	
下水道施設統合整備事業 （し尿等の公共下水道への投入） <※再掲：取組方針2> 【下水道施設課】	○環境部が管理している琴海クリーンセンターと長崎半島クリーンセンターを廃止し、西部下水処理場にし尿等受入施設を建設することで、施設の共同化を図る。 【し尿受入施設】 <ul style="list-style-type: none"> ・令和5～6年度：設計業務 ・令和7～9年度：建設工事 ・令和10年度：供用開始 			